

富山県総合雪対策基本計画（案）（第5次基本計画）の概要

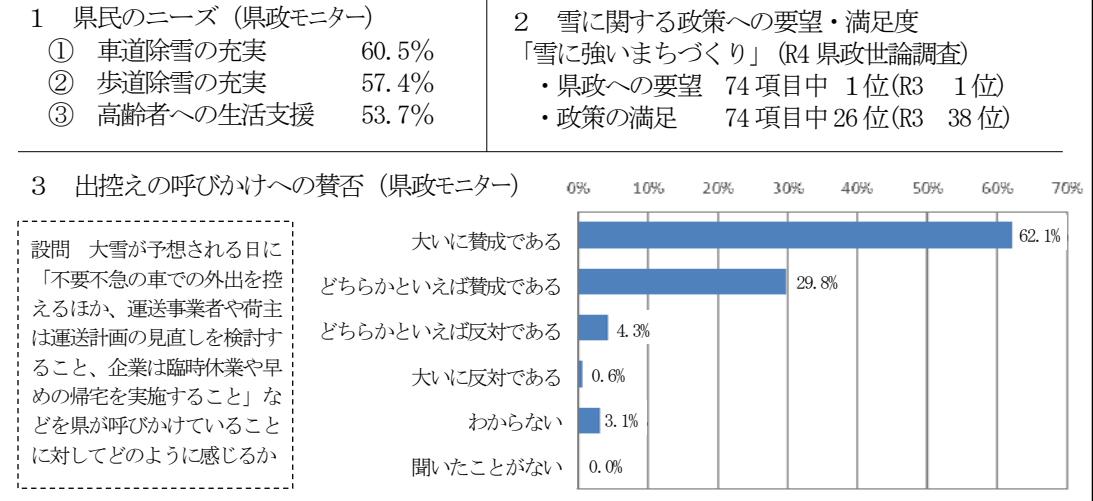
第1 計画の趣旨等

- 計画の趣旨
以下の状況に対応し、今後の雪対策を推進するため、第5次計画を策定
・現行の第4次計画(H24.12策定)の期間満了
・令和3年の大雪の検証を踏まえた県の取組みの位置付け
・国の豪雪地帯対策基本計画の変更(R4.12)に対応
- 計画の性格
・富山県総合雪対策条例に基づく総合雪対策基本計画
・国の豪雪地帯対策特別措置法に基づく道府県基本計画としての位置付け
・一人ひとりがウェルビーイングを実感できる富山の冬を目指す計画とする
・SDGsの視点から持続可能な社会づくりを目指す計画とする
- 計画の期間 令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間

第2 現状と課題

- 富山県の雪の現状
近年は暖冬・少雪の傾向にあるが、H30年及びR3年に発生した大雪では、累計降雪深（指定観測点5か所の平均）が、過去10年の平均値を大きく上回り、道路除雪の遅れや公共交通機関の運休などが発生
- 今後の課題
 - 大雪に備えた意識の高揚と雪処理の担い手の確保
 - 雪に強いまちづくり
 - 雪の利活用と富山の雪文化の保存・継承
 - 災害級の大雪時の対策

第3 県民のニーズ等



第4 計画の基本目標

- 協働で支える元気な雪国
高齢化の進展等に伴い、地域での相互扶助、ボランティア団体等との協働が必要なことから、活動の支援に努め、元気な雪国づくりを進めます。
- 安全・安心な雪に強いまちづくり
雪によって県民生活に支障が生じないよう、雪害のないまちづくりを推進します。
- 豊かな雪の文化の継承と創造
雪を活かし雪に親しむ多様な利雪、親雪活動を積極的に進めるとともに、雪国の伝統的な生活文化の保存・承継などに努めます
- 新 災害級の大雪の教訓を生かした備えと行動**
大雪の教訓を生かし、災害級の大雪時は人命を守ることを最優先とするという基本認識を共有します。県民、企業、団体は、行政の呼びかけに応じ、自動車での不要不急の外出を控え、雪に対する十分な備えを持ち、行政に頼るだけではなく、自分でできることは自分で行い、地域の中でお互いに助け合うことが大切であることを周知し、認識を共有することに努めます。

基本方針1 地域の協働で支える元気なまちづくり

1 雪に対する意識の高揚

- (1) 大雪に備えた意識の高揚
- (2) 雪の再評価と克雪活動の啓発
- (3) 冬も元気な健康づくり

2 協働で支える人材の養成、確保と活動の支援

- (1) 子どもや若者の克雪能力の育成
- (2) 高齢者の力の活用と支援
- (3) 雪に強い人材の養成、確保
- (4) 地域ぐるみの除雪と県民との協働による除雪の推進
- (5) 高齢者や障害者世帯等に対する支援

下線部は新規箇所

主な事業の内容

- ・新 災害を忘れぬよう、大雪時の画像や記録を残して啓発活動に努める。
- ・スタッレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着並びにスコップ携行を啓発する。

- ・新 こども雪教室の開催等により県民との協働による雪対策への意識高揚を図る。
- ・生活道路や歩道の除雪を地域住民が自主的に共同で実施することを促進するため、市町村が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除雪体制の整備を支援する。

- ・堆雪帶の確保、凍結抑制舗装、流雪溝の設置、歩道幅員の確保などにより、都市部における雪に強い道路の面的整備を推進する。
- ・積雪に伴う空家の倒壊等により発生する危害を防止するため、所有者による除雪その他の適切な管理の促進を図る。

- ・降積雪時における鉄道やバスなどの公共交通の運行情報について、当該事業者によるできるだけ迅速な情報提供の促進を図る。

- ・新 パンフレット「富山県雪みちガイド」による通行注意箇所の周知や安全な雪みち運転の啓発を行う。

- ・新 路面監視カメラ等を活用して降積雪の状況や車の渋滞状況などの現地情報を収集し、AIを活用して分かりやすい情報提供に努める。

- ・新 学校においては、事前に臨時休業等の条件及び確認方法を決め、前日や登校前の早い時間帯に迅速な判断を行い、早急に連絡できる体制を構築する。

- ・駅前、バス停付近などの公共交通機関へのアクセス歩道、市街地・通園通学路等人通りの多い歩道の除雪を実施し、冬期の歩行空間の確保に努める。

- ・道路幅の狭い区間への堆雪帶の設置や消雪施設の更新等の推進に努める。

- ・新 除雪作業も担う建設業の担い手確保のため、週休2日の推進や建設企業のDX化、女性の活躍、若者に対する魅力発信などに取り組む。

- ・新 除雪機械の更新の際に、経験の少ないオペレーターなども円滑に除雪作業が行えるよう、除雪機械運行管理システム等の機能向上に努める。

基本方針2 雪に強い快適なまちづくり

1 安全・安心で快適なまちづくり

- (1) 快適で雪に強い施設の整備
- (2) 雪に対応した建築物の普及
- (3) 空家に係る除雪等の管理の確保

2 交通の確保

- (1) 道路交通の確保
- (2) 公共交通の確保
- (3) 交通安全対策
- (4) 安全で快適な歩行空間の確保

3 改 情報収集力と発信力の強化

- (1) 道路交通情報の提供
- (2) 気象情報、防災情報の提供
- (3) 高度な雪情報システムの構築等
- (4) 新 必要な情報の収集と迅速な発信

4 除雪体制の充実

- (1) 除雪の基本方針
- (2) 除雪の体制の整備
- (3) 道路の除雪
- (4) 集中的降雪時の道路交通の確保

5 新 除雪作業の担い手の確保

- (1) 新 建設業の担い手の確保
- (2) 新 除雪作業の省力化・負担軽減

基本方針3 雪を活かし雪に親しむ利雪・親雪の促進

1 雪を利用した産業の振興

- (1) 冬のスポーツの振興
- (2) 雪に親しむ機会の創出
- (3) 雪を介した地域交流、国際交流の促進

3 雪に関する調査研究の推進

- (1) 冬の富山の生活文化の継承
- (2) 冬の文化活動の振興
- (3) 雪の文化の創造と発信

4 富山の豊かな雪文化の継承、振興と創造

- ・スキーやスノーボードなど冬のアウトドアスポーツの振興に努めるとともに、学校体育施設の休日夜間開放を積極的に行なうなど、公共・民間の既存の体育施設を十分に活用し、冬期のインドアスポーツの振興に努める。

- ・県内各地で開催される雪のイベント情報を積極的に発信する。
- ・富山ならではの冬に味わえる食材や料理を活かした食文化の創造と発信を図る。

- ・新 孤立集落の原因となる倒木による道路の寸断、停電等の発生を防止するため、県、市町村、電線管理者等の官民主体が連携して取り組む。

基本方針4 雪災害等への対応

1 予防対策

- (1) 雪害に強い県土づくり
- (2) 防災体制づくり
- (3) 雪害への日常の備え

2 応急対策

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 応急対策の実施

3 災害防止対策

- (1) 雪崩対策の推進
- (2) 融雪災害対策の推進

4 産業の雪害防止対策

- (1) 農林業対策
- (2) 商工業対策

5 新 災害級の大雪の教訓を生かした備えと行動

- (1) 災害級の大雪時の基本認識の共有
- (2) タイムラインに基づいた行動と協力要請
- (3) 災害級の大雪時の道路除雪体制の強化
- (4) 災害級の大雪時の公共交通機関の運行の確保

- ・県、市町村及び防災関係機関は、必要に応じて災害対策本部を設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

- ・スノーシェッドや雪崩防止柵の整備による道路や集落の安全確保を図る。

- ・新 災害級の大雪時は、人命を守ることを最優先するという基本認識を共有する。

- ・新 県民、企業、団体は自動車での不要不急の外出を控え、雪に十分備えるとともに、地域で相互に協力する。

- ・新 大雪が予想される場合は、タイムライン（段階的な行動計画）に基づき、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと速やかに対応する。

- ・新 学校においては、災害級の大雪時の臨時休業に備えた遠隔・オンライン教育の実施体制の整備を進めます。

- ・新 鉄軌道の運行を確保するため、鉄軌道事業者と道路管理者や交通管理者との連絡を図り、運休期間の最小化に取り組む。